

幕別町監査委員条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町監査委員条例 (昭和40年 9月30日 条例第18号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第4条～第11条 略</p>	<p>○幕別町監査委員条例 (昭和40年 9月30日 条例第18号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>第4条～第11条 略</p>